

# 広告の注意点を学ぶ講座開催報告

2019年9月20日

埼玉消費者被害をなくす会事務局

## 1. 開催目的

インターネットやスマホで簡単に商品の購入やサービスの利用ができる現在。しかし、その広告には「ウソ」「大げさ」「根拠のない表示」などが溢れています。

こうした中で、消費者が不当な表示や事例を専門の弁護士からわかりやすく学び、景品表示法の理解と不当表示の知識を身につけ、消費者力のアップを図ることを目的に講座を開催しました。

## 2. 概要

埼玉県内の「熊谷会場」「越谷会場」「With You さいたま会場」「川越会場」で開催し、4会場合計で45人が参加しました。

講座では、冒頭に、消費者庁の措置命令事例をもとに、参加者同士が事例のあやしい表現を出し合いました。その後、弁護士から景品表示法や不当表示事例の説明と、冒頭のワーク事例を解説し広告を見る上での知見を広げました。

また、受講者の中からふだんのインターネット広告閲覧等で「不当表示と思われる情報」を提供していただくボランティアを募集したところ、14人が協力者として登録されました。

参加された方からは「広告の表示について知らなかったことも多く勉強になりました」「消費者として広告やCMは鵜呑みにしないことを強く感じました」「商品を選ぶ時に無意識にランキング表示が付いているものを選んでしまうが、これからは注意していきたいと思います」などの感想が寄せられました。

【熊谷会場】



【越谷会場】



【With You さいたま会場】



【川越会場】

